

# 選挙公営関係書類 記載例

五城目町選挙管理委員会

# 目 次

1. 契約書（参考例）	1
2. 契約届出書	8
3. 確認申請書	12
4. 確認書	16
5. 証明書	20
6. 請求書・請求内訳書	26

# 契約書

(参考例)

候補者



業者等

五城目町「長」又は「議会議員」選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。 ※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号 トヨタ〇〇〇〇 秋田〇〇〇 あ 1 2 3 4

3 契約期間 令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、期間を変更することができる。

4 契約金額 金 322,500 円（消費税を含む）

（内訳：1日につき 64,500 円（税込） × 5 日間）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により五城目町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき五城目町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が五城目町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により五城目町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日 ※契約は告示日前でも可能

甲 住所 五城目町〇〇字〇〇（※立候補者届出と一致）  
氏名 〇〇 〇〇（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住所 五城目町〇〇字〇〇  
名称 法人の名称（個人の場合は個人名）  
代表者 〇〇 〇〇 印

五城目町「長」又は「議会議員」選挙候補者〇〇(※戸籍名。通称名不可。)(以下「甲」という。)と株式会社〇〇(以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

#### 1 使用目的

甲は、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号 トヨタ〇〇〇〇 秋田〇〇〇 あ 1234

3 契約期間 令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、期間を変更することができる。

4 契約金額 金 60,000 円(消費税を含む)  
(内訳 : 1日につき 12,000 円(税込) × 5 日間)

#### 5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

#### 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により五城目町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき五城目町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が五城目町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により五城目町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

#### 7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日 ※契約は告示日前でも可能

甲 住所 五城目町〇〇字〇〇 (※立候補者届出と一致)  
氏名 〇〇 〇〇(※戸籍名。通称名は不可。) 印

乙 住所 五城目町〇〇字〇〇  
名称 法人の名称(個人の場合は個人名)  
代表者 〇〇 〇〇 印

## 選挙運動用自動車燃料供給契約書（記載例）

五城目町「長」又は「議会議員」選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 供給する期間 令和〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

2 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 トヨタ〇〇〇〇 秋田〇〇〇 あ 1 2 3 4

3 契約金額 金 38,500 円（消費税を含む）

ただし、契約期間中における燃料供給当日の店頭価格（消費税額等を含む。）に燃料供給量を乗じて得た金額の累計額とし、累計額と契約金額が異なる場合には、その累計額をもって契約金額とする。

### 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により五城目町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき五城目町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が五城目町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法 93 条の規定により五城目町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日 ※契約は告示日前でも可能

甲 候補者

住所 五城目町〇〇字〇〇（※立候補者届出と一致）

氏名 〇〇 〇〇（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住所 五城目町〇〇字〇〇

名称 法人の名称（個人の場合は個人名）

代表者 〇〇 〇〇

印

## 選挙運動用自動車運転手契約書（記載例）

五城目町「長」又は「議会議員」選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇石油（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 業務内容 公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

2 契約期間 令和〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、期間を変更することができる。

3 運転する車の車種及び登録番号 トヨタ〇〇〇〇 秋田〇〇〇 あ 1 2 3 4

4 契約金額 1日につき 12,500 円

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により五城目町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき五城目町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が五城目町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法 93 条の規定により五城目町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日 ※契約は告示日前でも可能

甲 候補者

住 所 五城目町〇〇字〇〇（※立候補者届出と一致）

氏 名 〇〇 〇〇（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住 所 五城目町〇〇字〇〇

名 称 法人の名称（個人の場合は個人名）

代表者 〇〇 〇〇 印

## 選挙運動用ビラ作成契約書（記載例）

五城目町「長」又は「議会議員」選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 作成枚数 5,000 枚 ※公営の枚数制限は、町長 5,000 枚、議会議員 1,600 枚

2 契約金額 金 37,500 円（消費税を含む）  
(単価 7.50 円（税込）× 5,000 枚)

### 3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により五城目町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき五城目町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が五城目町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法 93 条の規定により五城目町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日 ※契約は告示日前でも可能

甲 候補者

住所 五城目町〇〇字〇〇（※立候補者届出と一致）

氏名 〇〇 〇〇（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住所 五城目町〇〇字〇〇

名称 法人の名称（個人の場合は個人名）

代表者 〇〇 〇〇 印



## 選挙運動用ポスター作成契約書（記載例）

五城目町「長」又は「議会議員」選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 作成枚数 72 枚

2 契約金額 金 108,000 円（消費税を含む）  
(単価 1,500 円（税込）× 72 枚)

### 3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により五城目町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき五城目町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が五城目町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法 93 条の規定により五城目町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日 ※契約は告示日前でも可能

甲 候補者

住所 五城目町〇〇字〇〇（※立候補者届出と一致）

氏名 〇〇 〇〇（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住所 五城目町〇〇字〇〇

名称 法人の名称（個人の場合は個人名）

代表者 〇〇 〇〇 印

# 契約届出書

候補者



町選管

- 1 選挙運動用自動車使用契約届出書 (様式第1号)
- 2 選挙運動用ビラ作成契約届出書 (様式第2号)
- 3 選挙運動用ポスター作成契約届出書 (様式第3号)

## ※届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出前の契約の場合は告示日

五城目町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年〇〇月〇〇日執行

五城目町「長」又は「議会議員」選挙

候補者氏名 ○〇 ○〇 (戸籍名)

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 ※ハイヤー、タクシーの場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和〇年 〇月〇〇日	〇〇町〇〇字〇〇* *番地 (株)〇〇レンタカー 代表取締役〇〇〇〇	〇月〇日 ~〇月〇日	322,500円	

2 1に掲げる場合以外の場合 ※レンタカーの場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和〇年 〇月〇〇日	〇〇町〇〇字〇〇* *番地 (株)〇〇レンタカー 代表取締役〇〇〇〇	〇月〇日 ~〇月〇日	60,000円	
運転手の雇用	令和〇年 〇月〇〇日	〇〇町〇〇* *番地 〇〇 〇〇	秋田〇〇〇 あ1234	62,500円	
燃料代	令和〇年 〇月〇〇日	〇〇町〇〇字〇〇* *番地 (株)〇〇石油 代表取締役〇〇〇〇	〇月〇日 ~〇月〇日	38,500円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出前の契約の場合は告示日

五城目町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年〇〇月〇〇日執行

五城目町「長」又は「議会議員」選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇 (戸籍名)

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇〇日	〇〇町〇〇字〇〇* *番地 (株)〇〇印刷 代表取締役〇〇〇〇	5,000枚	37,500円	1枚あたりの 単価 7.50円

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出前の契約の場合は告示日

五城目町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年〇〇月〇〇日執行

五城目町「長」又は「議会議員」選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇 (戸籍名)

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇〇日	〇〇町〇〇字〇〇* * 番地 (株)〇〇印刷 代表取締役〇〇〇〇	72 枚	108,000 円	1枚あたりの 単価 1,500 円

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

# 確認申請書

候補者



町選管

- 1 選挙運動用自動車燃 2 料代確認申請書（様式第 4 号）
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第 5 号）
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第 6 号）

※燃料代、ビラの作成枚数及びポスター作成枚数について、公費負担の対象となるものを確認するため、確認申請が必要です。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出前の契約の場合は告示日

五城目町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年〇〇月〇〇日執行

五城目町「長」又は「議会議員」選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇 (戸籍名)

次の選挙運動用自動車燃料代につき、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和〇年〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇町〇〇字〇〇\* \* 番地  
(株)〇〇石油 代表取締役 〇〇 〇〇

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

秋田〇〇〇 あ 1 2 3 4 (契約書と同じ自動車登録番号)

4 確認申請金額 38,500 円 ※限度額は7,700円×5日分

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	0円	0円
今回の購入金額(b)	38,500円	38,500円
燃料代計(a)+(b)	38,500円	38,500円
備 考		

備 考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から五城目町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出前の契約の場合は告示日

五城目町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年〇〇月〇〇日執行

五城目町「長」又は「議会議員」選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇 (戸籍名)

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和〇年〇〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇町〇〇字〇〇* *番地 (株)〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇
--------------------------------------

3 確認申請枚数 5,000 枚 ※最高限度枚数は町長選5,000枚、町議選1,600枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0枚	0枚
今回の枚数(b)	5,000枚	5,000枚
枚数計(a)+(b)	5,000枚	5,000枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から五城目町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。



選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

※立候補届出前の契約の場合は告示日

五城目町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年〇〇月〇〇日執行

五城目町「長」又は「議会議員」選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇 (戸籍名)

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

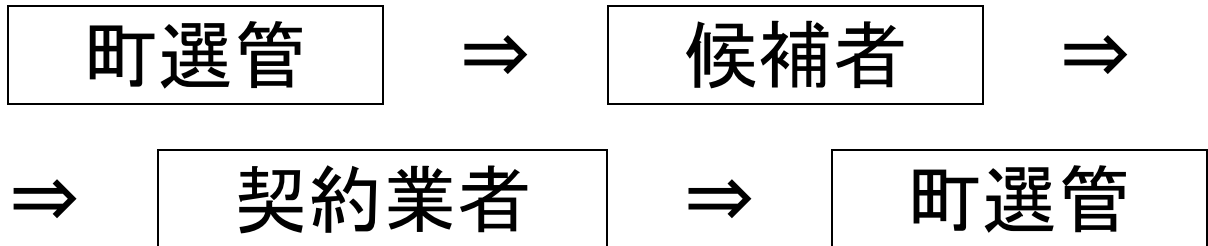
- 1 契約年月日 令和〇年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
〇〇町〇〇字〇〇\* \* 番地  
(株)〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇
- 3 確認申請枚数 72 枚 ※限度枚数はポスター掲示場と同数以内

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0枚	0枚
今回の枚数(b)	72枚	72枚
枚数計(a)+(b)	72枚	72枚
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から五城目町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

## 確認書



- 1 選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第7号）
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第8号）
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第9号）

※確認申請に基づいて、この確認書は町選管から候補者へ交付します。  
候補者は直ちに契約の相手方へこの確認書を渡してください。  
（候補者が作成する必要はありません。）

選挙運動用自動車燃料代確認書

五選管第 号

令和〇年〇〇月〇〇日

五城目町選挙管理委員会

委員長 〇〇 〇〇 印

五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

1 令和〇年〇〇月〇〇日執行 五城目町「長」又は「議会議員」選挙

2 候補者の氏名(※戸籍名)

〇〇 〇〇

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

トヨタ〇〇〇〇 秋田〇〇〇 あ 1234

4 確認金額 38,500 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、五城目町に支払を請求することはできません。

※この確認書は町選管が作成し交付します

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

五選管第 号  
令和〇年〇〇月〇〇日

五城目町選挙管理委員会  
委員長 〇〇 〇〇 印

五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 令和〇年〇〇月〇〇日執行 五城目町「長」又は「議会議員」選挙

2 候補者の氏名(※戸籍名)

〇〇 〇〇

3 確認枚数 5,000 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、五城目町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

五選管第 号

令和〇年〇〇月〇〇日

五城目町選挙管理委員会

委員長 〇〇 〇〇

印

五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 令和〇年〇〇月〇〇日執行 五城目町「長」又は「議会議員」選挙

2 候補者の氏名(※戸籍名)

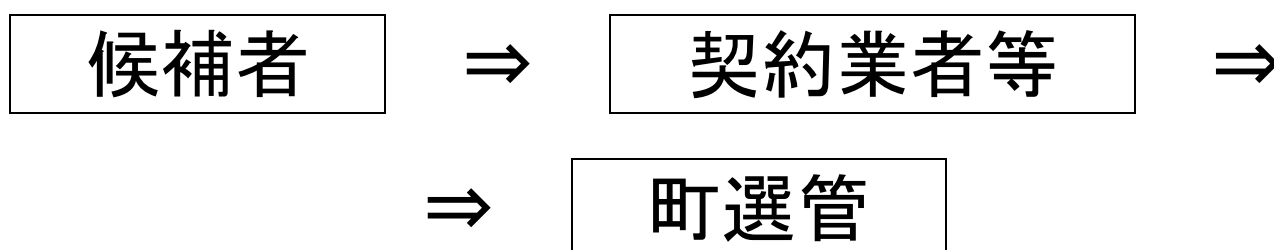
〇〇 〇〇

3 確認枚数 72 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、五城目町に支払を請求することはできません。

# 証明書



- 1 選挙運動用自動車使用証明書「自動車」 (様式第10号 (その1))
- 2 選挙運動用自動車使用証明書「燃料」 (様式第10号 (その1))
- 3 選挙運動用自動車使用証明書「運転手」 (様式第10号 (その1))
- 4 選挙運動用ビラ作成枚数証明書 (様式第11号)
- 5 選挙運動用ポスター作成枚数証明書 (様式第12号)

※この証明書は、契約履行後に候補者が作成し契約業者等へ交付してください。  
候補者が契約業者等へ交付するこの証明書は、契約業者等が町に対し請求する際に添付しなければなりません。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和〇年〇〇月〇〇日

※使用の最終日以降

令和〇年〇〇月〇〇日執行

五城目町「長」又は「議会議員」選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇 (戸籍名)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に 〇をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送事 業者との運送契約による場 合	2	左に掲げる場合以外の 場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名		〇〇町〇〇字〇〇* * 番地 (株)〇〇レンタカー 代表取締役 〇〇 〇〇		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
秋田〇〇〇あ1234	令和〇年〇月〇日	12,000 円		
秋田〇〇〇あ 1234	令和〇年〇月〇日	12,000 円		
秋田〇〇〇あ 1234	令和〇年〇月〇日	12,000 円		
秋田〇〇〇あ 1234	令和〇年〇月〇日	12,000 円		
秋田〇〇〇あ 1234	令和〇年〇月〇日	12,000 円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が五城目町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、五城目町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
  - (1)以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれかが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、五城目町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和〇年〇〇月〇〇日

※使用の最終日以降

令和〇年〇〇月〇〇日執行

五城目町「長」又は「議会議員」選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇 (戸籍名)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の住所又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)		〇〇町〇〇字〇〇 * * 番地 (株)〇〇石油 代表取締役 〇〇 〇〇		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和〇年〇月〇日	秋田〇〇あ1234	30ℓ	4,500円	
令和〇年〇月〇日	秋田〇〇あ1234	25ℓ	3,750円	
令和〇年〇月〇日	秋田〇〇あ1234	30ℓ	4,500円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が五城目町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、五城目町に支払を請求することはありません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。



選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

令和〇年〇〇月〇〇日

※使用の最終日以降

令和〇年〇〇月〇〇日執行

五城目町「長」又は「議会議員」選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇 (戸籍名)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所	〇〇町〇〇字〇〇**番地	
	氏名	〇〇 〇〇	
雇用年月日	報酬の額	備考	
令和〇年〇月〇日	12,500円		
令和〇年〇月〇日	12,500円		
令和〇年〇月〇日	12,500円		
令和〇年〇月〇日	12,500円		
令和〇年〇月〇日	12,500円		
令和〇年〇月〇日	12,500円		

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が五城目町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、五城目町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、五城目町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

令和〇年〇〇月〇〇日

※契約履行(納品)後の日以降

令和〇年〇〇月〇〇日執行

五城目町「長」又は「議会議員」選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇 (戸籍名)

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇町〇〇字〇〇* * 番地 (株)〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇
作成枚数	5,000枚
作成金額	37,500円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が五城目町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、五城目町に支払を請求することはできません。
- 4 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
  - (1) 町村長 枚数 5,000 枚、町村議会議員 枚数 1,600 枚
  - (2) 限度額 7 円 73 銭(単価) × (1)の枚数 = 限度額

選挙運動用ポスター作成証明書

令和〇年〇〇月〇〇日

※契約履行（納品）後の日以降

令和〇年〇〇月〇〇日執行

五城目町「長」又は「議会議員」選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇（戸籍名）

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇町〇〇字〇〇* * 番地 (株)〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇
作成枚数	72枚
作成金額	108,000円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が五城目町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、五城目町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数
  - (2) 限度額 541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)×(1)の枚数＝限度額

# 請求書・請求内訳書

契約業者等



町選管

- |   |                     |                |
|---|---------------------|----------------|
| 1 | 請求書（選挙運動用自動車の使用）    | （様式第13号）       |
|   | 請求内訳書（自動車運送契約）      | （様式第13号その1）    |
|   | 請求内訳書（自動車の借入れ）      | （様式第13号その2（1）） |
|   | 請求内訳書（燃料代）          | （様式第13号その2（2）） |
|   | 請求内訳書（運転手）          | （様式第13号その2（3）） |
| 3 | 請求書（選挙運動用ビラの作成）     | （様式第14号）       |
|   | 請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）   | （様式第14号別紙）     |
| 3 | 請求書（選挙運動用ポスターの作成）   | （様式第15号）       |
|   | 請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成） | （様式第15号別紙）     |

※請求書を提出する際は、候補者から交付される確認書（燃料代・ビラの作成・ポスターの作成のみ）、証明書を添付しなければなりません。

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

令和〇年〇〇月〇〇日

※契約履行(納品)後の日以降

五城目町長 様

住所(所在地) 〇〇町〇〇字〇〇 1 2 3 4 番地

氏名(名称) 株式会社〇〇〇レンタカー

代表取締役〇〇 〇〇 印

※法人にあっては、その代表者の氏名も記入する

五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 322,500 円 ※請求内訳書から転記

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和〇年〇〇月〇〇日執行 五城目町「長」又は「議会議員」選挙

4 候補者の氏名(※戸籍名)

〇〇 〇〇

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カブシキカイシャ〇〇〇レンタカー		
口座名義	株式会社〇〇〇レンタカー		

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、五城目町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙)その1

請 求 内 訳 書  
(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約  
により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和○年○月○日	64,500円1台= 64,500円	64,500円×1台= 64,500円	64,500円	
令和○年○月○日	64,500円1台= 64,500円	64,500円×1台= 64,500円	64,500円	
令和○年○月○日	64,500円1台= 64,500円	64,500円×1台= 64,500円	64,500円	
令和○年○月○日	64,500円1台= 64,500円	64,500円×1台= 64,500円	64,500円	
令和○年○月○日	64,500円1台= 64,500円	64,500円×1台= 64,500円	64,500円	
計			322,500円	

備 考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙)その2(1)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との  
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	12,000円×1台= 12,000円	16,100円×1台=16,100円	12,000円	
令和〇年〇月〇日	12,000円×1台= 12,000円	16,100円×1台=16,100円	12,000円	
令和〇年〇月〇日	12,000円×1台= 12,000円	16,100円×1台=16,100円	12,000円	
令和〇年〇月〇日	12,000円×1台= 12,000円	16,100円×1台=16,100円	12,000円	
令和〇年〇月〇日	12,000円×1台= 12,000円	16,100円×1台=16,100円	12,000円	
計			60,000円	

備考

- 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙)その2(2)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との  
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売 年月日	燃料の供給を受けた選挙運 動用自動車の自動車登録番 号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	秋田〇〇あ 1234	150 円 × 30ℓ = 4,500 円	/	/	
令和〇年〇月〇日	秋田〇〇あ 1234	150 円 × 25ℓ = 3,750 円			
令和〇年〇月〇日	秋田〇〇あ 1234	150 円 × 30ℓ = 4,500 円			
計		12,750 円			12,750 円

備 考

- 1 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。



(別紙)その2(3)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との  
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和〇年〇月〇日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和〇年〇月〇日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和〇年〇月〇日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和〇年〇月〇日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
計			12,500 円	

備 考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書  
(選挙運動用ビラの作成)

令和〇年〇〇月〇〇日

※契約履行(納品)後の日以降

五城目町長 様

住所(所在地) 〇〇町〇〇字〇〇 1 2 3 4 番地

氏名(名称) 株式会社〇〇〇印刷

代表取締役 〇〇 〇〇 印

※法人にあっては、その代表者の氏名も記入する

五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 37,500 円 ※請求内訳書から転記

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和〇年〇〇月〇〇日執行 五城目町「長」又は「議会議員」選挙

4 候補者の氏名(※戸籍名)

〇〇 〇〇

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カブシキカイシャ〇〇〇インサツ		
口座名義	株式会社〇〇〇印刷		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、五城目町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

(別紙)

請求内訳書

候補者氏名 〇〇 〇〇 (戸籍名)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
7.50 円	5,000 枚	37,500 円	7.73 円	5,000 枚	38,650 円	7.50 円	5,000 枚	37,500 円	

※契約書から転記

※確認書から転記

※請求書の金額と一致

備考

- 1 D欄には、選挙運動用ピラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書  
(選挙運動用ポスターの作成)

令和〇年〇〇月〇〇日

※契約履行(納品)後の日以降

五城目町長 様

住所(所在地) 〇〇町〇〇字〇〇1234番地

氏名(名称) 株式会社〇〇〇印刷

代表取締役 〇〇 〇〇 印

※法人にあつては、その代表者の氏名も記入する

五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 108,000 円 ※請求内訳書から転記

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和〇年〇〇月〇〇日執行 五城目町「長」又は「議会議員」選挙

4 候補者の氏名(※戸籍名)

〇〇 〇〇

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カブシキカイシャ〇〇〇インサツ		
口座名義	株式会社〇〇〇印刷		

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、五城目町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書

候補者氏名 〇〇 〇〇 (戸籍名)

選挙区におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
72 箇所	1,500 円	72 枚	108,000 円	4,934 円	72 枚	355,248 円	1,500 円	72 枚	108,000 円	

※契約書から転記

※確認書から転記

※請求書の金額と一致

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E 欄には、A 欄と C 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F 欄には、B 欄と D 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 E×F の欄に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数は 1 円としてください。